

平成 28 年度 第 2 回 宗像市文化財保護審議会 議事録

期日：平成 29 年 3 月 24 日（金）

時間：10 時 00 分～12 時

会場：海の道むなかた館 講義室

出席者：

会 長 西谷 正

副会長 桑田 和明

委 員 山野 善郎

委 員 森 弘子

委 員 河窪 奈津子

委 員 井上 晋

委 員 宮元 香織

事務局 郷土文化課

課 長 柚木 寿義

文化財係長 白木 英敏

主任技師 山田 広幸

オブザーバー

市史編さん事務局 灘谷 辰生

会 議 次 第

1. 委嘱状交付

2. 委員あいさつ

3. 会長・副会長の選任

4. 前回議事録の確認

5. 報 告

1) 宗像大社みあれ祭について

2) 県指定天然記念物 光岡八幡宮の大クスについて

3) 県指定天然記念物 八所神社の社叢について

4) 大井下ノ原遺跡の発掘調査について

6. 議 事

1) 王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定有形文化財に指定することについて

7. その他

1. 委嘱状交付

各委員に交付

2. 委員あいさつ

各委員の自己紹介

3. 会長・副会長の選任

事務局：議事録の確認及び取り方について確認。

「会議内容の要点を記録する方法」で議事録を取ることで合意。

4. 前回議事録の確認

委員：P4の「大正15年5月起工」を「大正15年5月葺き替え工事」に訂正。

5. 報告

1) 宗像大社みあれ祭について

事務局：宗像大社のみあれ祭を担う海洋神事奉賛会の申請を受け、教育委員会より本審議会へ諮問が行われた。現地調査には委員や土井ヶ浜人類学ミュージアム館長など民俗学の研究者にご参加いただき、現在報告書を作成中。

委員：いつくらいを目途に指定になるのか。

事務局：今年度中の予定だったが少し遅れており、次の審議会を目途に予定している。

委員：報告書が出来上がってからになるのか。

会長：本件について報告書の印刷製本は後になってもよいが、報告書は必要。

2) 県指定天然記念物 光岡八幡宮の大クスについて

事務局：前回審議会報告後の対応について説明。

平成28年5月に市民からの連絡により県指定天然記念物光岡八幡宮の大クスの状態が良くないと県に連絡があった。その後、県の担当者と樹木医に現地を確認してもらった結果、除草剤による可能性が高いということであった。当時、しばらく経過観察による対応を行っていたが、その後、樹木医の再確認により一部が枯死していることが判明。県と協議の結果、樹勢の回復と落枝による人的被害を防止するため、今回枯死部分を剪定することとなった。

委員：それでいいと思う。初めは落雷ではないかと思ったが、樹木医によると除草剤による影響ということなのでそれでいいと思う。本体には芽吹きがあり、完全に枯れることはないと思う。

3) 県指定天然記念物 八所神社の社叢について

事務局：県天然記念物八所宮の社叢について説明。

昭和40年に「八所宮のイチイガシ樹林」として県の天然記念物に指定される。指定対象は、イチイガシだけでなく境内の樹林全体（イチイガシが優勢する天然林）。その後、昭和60年に境内のトキワガキも指定するよう申請があり、昭和61年に「八所宮のイチイガシ・トキワガキ樹林」に名称変更があった。

さらに、平成12年に宗像市教育委員会より八所宮境内に所在する「モッコク1本、

タブノキ3本、ネズノキ1本」を指定するよう申請書が提出され、同年「八所神社の社叢」に追加指定及び名称変更された。

「八所宮のイチイガシ樹林」時代より構成する樹種に縛りはなかったが、誤解を生みにくくするため、名称に変更があったと思われる。

近年、八所宮だけでなく、指定物件のうち樹木に対するトラブルも多い。また、管理が行き届いていない現状がある。

八所宮の社叢は、近年、強風による倒木被害やイチイガシについてはサルノコシカケによる被害が確認されている。指定物件であるため、現在、県と対応について協議中である。また、最近、地元が管理のために実生木を整理し、風抜けや日当たりを改善した。

委員：キノコが生えるのは樹皮が剥けたら菌が入るので、キズがあるはず。

強風で木が折れてキノコが生えることもある。

委員：八所神社と八所宮はどちらかで統一した方がよい。

事務局：現在は、平成12年から八所神社、12年以前は八所宮となっている。

委員：今の名称を使用するのがよい。

委員：先日の建造物の指定は八所宮となっていた。他の所の例として、法人名と通称が別な事もある。

会長：これは県指定だが、県との関係はどうなっているのか。

事務局：現在、宗教法人名としては八所神社であるが、昨年指定された本殿拝殿は、地域に通称名として用いられている「八所宮」を指定名称に用いた。県指定の社叢は、平成12年の現在の名称に改められた際に八所神社になった。それ以前は八所宮であった。

4) 大井下ノ原遺跡の発掘調査について

事務局：4月15日、16日で発掘調査の現地説明会を行う。開発業者の理解を得られている。

委員：現地調査の終わりがけに見せて頂いた。宗像らしい非常におもしろい古墳群であった。

委員：ソーラーのパネルの設置ということだが、この古墳はすべて壊されるのか。

事務局：今後の取り扱いについては、記録保存で対応し、調査後破壊が前提で調査が始まっている。現在のところこの方針に変更はない。

委員：A区、B区は離れているが、何か意味があるのか。

事務局：古墳をつくった人々のグループが違うものと考えている。古墳の立地は造墓集団の動きを知るために重要である。

会長：丘陵上にある古墳はこの分布図に記されているもので全てか。

事務局：調査対象範囲のみを記入している。次回の現地説明会資料では丘陵上のすべての古墳がわかる配置図としたい。

会長：天井石が残っているのはどこになるのか。

事務局：B区3号墳が天井石まで残っていた。

会長：天井石が残っており良い古墳なので壊すのは忍び難い。A区3号墳の墳裾を取り巻く土器群はめずらしい。

委員：新原・奴山古墳との前後関係は。

事務局：時代は大井下ノ原遺跡が5～7世紀、新原・奴山古墳群は5～6世紀代の古墳群で時代的には同時期だが造墓集団のグループが違う。

6. 議 事

1) 王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定有形文化財に指定することについて

事務局：王丸八幡神社及び宮座関係資料に関するこれまでの経緯、経過、指定名称ならびに指定範囲について事務局案を説明。

会長：答申は諮問書が揃う次回ということで、今回委員の皆様には十分な議論をしていただきたい。

委員：棟札の樹木の種類は何か。

委員：大体スギが多く、近世にはヒノキもある。

会長：指定範囲や名称についてご意見はありますか。

委員：歴史資料の観点からいえば、指定名称に棟札と宮座資料の2つを並べるのには違和感がある。

委員：事務局案では目録中の一部の指定になっているが、基本的にはすべて指定していただきたい。

委員：目録を見る限り実際迷うところはある。

委員：宮座資料を指定するのであれば市内の悉皆調査をした上で判断するのが理想。また、事務局案で器物を外した理由はなぜか。宮座納入箱や蓋も一体となって残されてきたところに価値がある。

事務局：今回は時代の明記があるものを対象にしたが、あくまで事務局案であるので、各委員のご意見を参考にしたい。

委員：今回は棟札だけでなく、宮座資料も重要。建築の部材の墓股は棟札の附指定はどうか。棟札や文書、天狗面など複数の神社関係資料を案1の歴史資料として一括で指定すると、今後の他の指定時に影響があると思われるので、棟札と宮座資料は分けて考えてはどうか。

委員：そうすると、棟札と宮座資料を別々に指定するのがよい。ただし、棟札とそれに関連する資料を附指定する場合、残りの資料すべてを一括で指定することになる。その場合、宮座関係資料という言葉を使った場合、厳密な宮座とは異なる点があると思うが、この神社が宮座により支えられてきた点からすると、宮座という言葉でもよいのではないか。また、宮座関係資料の有形文化財・無形文化財というカテゴリについては、県や周りの市町村の事例を参考にしていきたい。それに関して、天狗面は建物に取り付けられていたものか。

委員：打ち付けられていた痕跡はなかったので祭礼の時に使用したものと考えられる。

委員：宮座は有形文化財なのか無形文化財なのか県などの関係機関に確認が必要。

委員：現在は棟札と置き札を区別していない。

会 長：それでは今回、棟札と宮座資料は別々に指定し、指定名称は案2（王丸神社棟札 宮座関係資料）を建築部材の墓股は棟札の附、天狗面は宮座関係資料に含めるということで検討していただきたい。次回の審議会までに事務局で整理を行ってください。

委 員：他の宮座関係資料とのバランスはどうなっているのか。過去に指定になっているものはあるのか。

事務局：ありません。

委 員：宮座の悉皆調査は出来ていないが、これほどまとまった資料はないので、まず出来るものから指定して頂きたい。

会 長：事務局で整理し、次回答申を出せるようによろしくお願いします。

7. その他 特になし